

令和元年第6回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和元年8月8日 開会

令和元年8月8日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和元年第6回新十津川町議会臨時会

令和元年8月8日(木曜日)

午前10時開会

○議事日程(第1号)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第49号 新十津川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 第4 議案第50号 令和元年度新十津川町一般会計補正予算(第4号)
- 第5 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第6 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第7 議案第53号 工事請負契約の締結について

○出席議員(10名)

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員(1名)

1番 井向一徳君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	平田智子君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
教育委員会事務局長	後木満男君
建設課長	谷口秀樹君
会計管理者	内田充君
代表監査委員	岩井良道君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長

中 畑

晃 君

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（笹木正文君） それでは、ただ今から令和元年第6回新十津川町議会臨時会を開会いたします。

ただ今、出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。10番、安中経人君。兩名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第49号、新十津川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第49号、新十津川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について。

新十津川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。提案理由でございます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律並びに災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。お手元の新旧対照表も併せてご参照願います。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の改正により、引用条文の変更が生じたことによる条文の整理でございます。

法第13条に償還金の支払猶予の条文が新設され、法第13条が14条に繰下げられ、法第14条第1項の償還免除の対象範囲を追記され、法第16条に償還金の支払猶予及び償還免除の際の借受金及び保証人の収入及び資産の状況の報告についての規定が新設されたなどの改正でございます。

なお、この条例は、附則で公布の日から施行をするものでございます。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第49号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、新十津川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第50号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第50号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第4号。

令和元年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,073万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,897万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第50号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第4号につきまして、内容をご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出予算補正事項別明細書によりまして、補正のある款のみご説明を申し上げます。総括、歳入。

14款、国庫支出金。補正額2,252万1千円。これは、環境省の委託を受けた一般財団法人環境イノベーション情報機構からの二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で、過日、補助採択を受けました庁舎建設事業に係る地中熱設備1,850万円及び木質バイオマスボイラー施設整備402万1千円の合計額でございます。計4億1,079万円。

19款、繰越金。補正額31万7千円。これは、充当財源でございます。計1億1,077万9千円。

21款、町債。補正額減額の1,210万円。これは、庁舎地中熱設備整備事業債減額の1,850万円と、木質バイオマス施設整備債640万円を差し引きしたものでございます。計9億8,430万円。

歳入合計、補正額1,073万8千円、計70億4,897万9千円。

次に、歳出です。

2款、総務費。補正額0円。計12億860万5千円。財源内訳、特定財源で国庫支出金、1,850万円、地方債減額の1,850万円。

6款、農林水産業費。補正額1,047万8千円。計5億2,060万5千円。財源内訳、特定財源で国庫支出金402万1千円、地方債640万円、一般財源5万7千円。

10款、教育費。補正額26万円。計5億6,586万6千円。財源内訳、一般財源26万円でございます。

歳出合計、補正額1,073万8千円。計70億4,897万9千円。財源内訳、特定財源で国道支出金2,252万1千円、地方債減額の1,210万円、一般財源31万7千円でございます。

次に、地方債補正について、ご説明を申し上げます。1ページ戻っていただいて、11ページをご覧くださいと思います。

第2表、地方債補正、追加でございます。

起債の目的、木質バイオマス施設整備事業債。限度額640万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5.0パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。

次に変更でございます。

起債の目的、庁舎地中熱設備整備事業債。補正前限度額2,560万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率5.0パーセント以内。償還の方法は、記載のとおりでございます。補正後限度額710万円、起債の方法、利率、償還の方法について、変更はございません。

以上が地方債補正の内容でございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。20ページ、21ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額0円、計7億6,254万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,850万円、地方債減額の1,850万円。これは国の補助金採択分を起債から減額をした財源更正でございます。

次に、22ページ、23ページをお開き願います。

6款2項1目林業振興費。補正額1,047万8千円、計4,316万3千円。財源内訳、特定財源で国道支出金402万1千円、地方債640万円、一般財源5万7千円。内容を申し上げます。事業番号14番、木質バイオマス施設整備事業1,047万8千円。これは、過日、国の補助採択がありました事業で、この事業を進めるため木質バイオマス建屋等実施設計の委託料1,045万円と確認申請手数料2万8千円を補正計上するものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

10款3項2目教育振興費。補正額26万円、計4,230万6千円。財源内訳は、一般財源26万円でございます。内容を申し上げます。事業番号3番、課外活動事業26万円。これは、8月3日に行なわれました中体連剣道全道大会で新中剣道部が男子団体に優勝をし、2年連続13回目の全国大会出場が決定いたしましたので、教育長の随行旅費13万5千円と全国大会用の袴5名分の購入経費12万5千円を補正計上するものでございます。

以上で、補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第50号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、令和元年度新十津川町一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第51号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第51号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容の説明を申し上げます。

1、契約の目的、旧大和小学校解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字大和。

4、契約金額、金1億7,900万円。消費税及び地方消費税の額1,432万円、合計1億9,332万円。ただし、本工事に係る契約の締結後、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率を適用する。

5、契約の相手方、久保田・北菱・北新特定建設工事共同企業体。

代表者、樺戸郡新十津川町字中央530番地1。株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

構成員、樺戸郡新十津川町字中央12番地125。株式会社北菱、代表取締役、藤井明夫。

構成員、樺戸郡新十津川町字弥生3番地8。有限会社北新物流、代表取締役、小原直樹。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載していただきますので、お目通しをお願いいたします。

なお、履行期限は、令和2年2月7日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第51号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） この金額についてお伺いいたします。

6月の第2回定例会では、もっとかなり大きい金額の2億2,838万円の増額補正があったんですが、これ解体の他にも更地が後から加わってこういう金額になるのか、あまりに

も差額がありすぎるなと思いますので、その辺りの説明をしていただきたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは7番議員さんのご質問にお答えをいたします。

当初予算計上させていただいた部分につきましては、土地の整地も含めてということで行っておりました。今回、冬期にまたがることが現実視されたことと、あと現状を再度確認しましたら、土地があまり良くないということで、冬に埋戻し等々の作業をすることはちょっと後々綺麗な仕上がりにならないということで、今年度の仕事に関しましてはとり壊しのみで、その場の土で整地をした上で、次年度、築山、東側にございますけれども、築山を含めて土の移動を春の条件の良い時期に施工するというところで、若干の工事費の削減といえますか、下がったという状況でございます。以上です。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第52号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第52号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

- 1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業地中熱ヒートポンプ設備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、工事場所、新十津川町字中央。
- 4、契約金額、金6,105万円。本件の契約につきましては、補助の関係から消費税が10パーセントを賦課した金額となっております。
- 5、契約の相手方、札幌市北区北12条西3丁目1番10号。池田煖房工業株式会社、代表取締役社長、池田薫。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載してさせていただきますので、お目通しをお願いいたします。

なお、履行期限は、継続費による工事施工のため、令和2年12月21日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第52号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 設備内容についてお伺いいたします。

この設備、要するに暖房器具一切を含めて、とにかく温風出る形になるまでの総額の金額が出てるということで解釈していいんですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 9番議員のご質問にお答えをいたします。

今回発注いたしましたヒートポンプ設備工事につきましては、庁舎の中で冷暖房も含めてなんですけども、電気と石油、灯油といますか、化石燃料と、あとはヒートポンプということでミックスした施設になってございまして、その一部分の冷暖房をこの地中熱の設備で補うということですので、建物の中がすべて地中熱かということ、そうではございません。以上です。

○議長（笹木正文君） 9番議員よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第7、議案第53号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第53号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、同報系防災行政無線デジタル化整備工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町全域。

4、契約金額、金2億6,320万円。消費税及び地方消費税の額2,105万6千円、合計2億8,425万6千円。ただし、本工事に係る契約の締結後、消費税及び地方消費税の税率が変更となった場合は、変更後の税率を適用する。

5、契約の相手方、北弘電・木川特定建設工事共同企業体。

代表者、札幌市中央区北11条西23丁目2番10号。株式会社北弘電社、代表取締役、脇田智明。

構成員、樺戸郡新十津川町字中央348番地18。株式会社木川電機商会新十津川支店、支店長、木川宜大。

次に、裏面に参考資料といたしまして、指名業者名、工事の概要等を記載していただきますので、お目通しをお願い申し上げます。

なお、履行期限は、継続費による工事施工のため令和3年3月21日となっております。

以上、提案理由と内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第53号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和元年第6回新十津川町議会臨時会を閉会をいたします。

本当に暑い中、どうもお疲れ様でございました。

(午前10時29分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員